

三木市給食調理業務の委託業者選定に係るプロポーザル実施要領（共通）

三木市教育委員会

1 本要領の趣旨

保育所給食の質を維持し安全性を確保するためには、業務遂行能力の高い調理従事者体制と適正な衛生管理等のもとに給食業務を実施することが重要であることから、企画提案を審査、選定するプロポーザル方式にて委託業者を選定する。

本要領は、三木市立保育所給食調理業務の委託業者をプロポーザル方式により選定することに関して、必要な事項を定めるものである。

2 業務の名称

- (1) 三木市立志染保育所学校給食調理場調理業務

3 業務の内容

- (1) 別紙「三木市立志染保育所給食調理場調理業務委託仕様書」のとおり

4 参加資格

提案書を提出できる民間事業者は、次の全ての条件を満たす者の中から選定する。

- (1) 三木市入札参加者名簿に登録されていること。又は本要領及び関係法令等を遵守し、仕様書に基づく業務を遂行できる十分な資力、信用及び技術的能力を有する事業者であって法人格を有していること。
- (2) 公告日時点において指名停止処分を受けておらず、かつ、契約締結の日までの間に指名停止処分を受ける見込みがないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 公告日時点において会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされておらず、かつ、契約締結の日までの間に更生手続き開始の申立て又は再生手続き開始の申立てがなされる見込みもないこと。
- (5) 会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 三木市暴力団排除条例（平成24年三木市条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者が経営に関与していないこと。
- (7) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (8) 兵庫県内又は大阪府内に本社又は事業所を有していること。
- (9) 小学校、中学校での学校給食又は特定給食施設での受託実績があり、現在も委託契約を締結していること。

5 業務委託上限額

- (1) 三木市立志染保育所給食調理場調理業務

金 17,500,000 円（年額、消費税及び地方消費税を含む）

ただしこの金額は提案内容の規模を示すものであり、契約時の予定価格を示すものではないことに留意すること。

6 実施形式及び契約の締結

本プロポーザルは、公募型で実施する。また、契約の締結は、審査により契約候補者に選定された者と詳細協議を行い、協議が成立した後に三木市契約規則の基づき契約を締結する。

7 委託業者の選定について

参加表明書の提出があった事業者の中から、「三木市保育所給食調理業務委託業者選定委員会」が、「三木市保育所給食調理業務委託業者選定方法」に基づいて審査し、委託業者を選定する。

8 プロポーザルのスケジュール

- (1) 参加依頼書交付・・・・・・・・・・令和7年10月 8日（水）
- (2) 参加表明書の提出期限・・・・・・・・令和7年10月24日（金）
- (3) 志染保育所調理場現地説明・・・・・・・・令和7年10月31日（金） 15：30～
- (4) 質問事項提出期限・・・・・・・・・・令和7年11月 5日（水）
- (5) 質問事項回答期限・・・・・・・・・・令和7年11月 7日（金）
- (6) 企画提案書の提出期限・・・・・・・・令和7年11月21日（金）
- (7) 志染保育所給食調理場プロポーザルヒアリング・・・令和7年未定

9 プロポーザル参加表明書等の提出について

- (1) 申込期限 **令和7年10月24日（金）必着**
- (2) 提出書類
 - ① 参加表明書（様式第1号）
 - ② 会社概要及び実績について（様式第2号）
 - ③ 貸借対照表、損益計算書、定款等の写し
 - ④ 暴力団排除に係る誓約書（様式第3号）
 - ⑤ 受付表（様式第4号）
 - ⑥ 三木市入札参加資格のない事業者については、次に掲げる書類を合わせて提出すること。
 - (ア) 法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
※現在事項全部証明書は不可
※交付日が提出日から3か月以内のもの
 - (イ) 法人印鑑証明書
※交付日が提出日から3か月以内のもの
 - (ウ) 財務諸表
法人の直近決算年度分の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれに準ずるもの
 - (エ) 国税等納税証明書
法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書
※税務署が発行したもの
※交付日が提出日から3か月以内のもの
 - (オ) 三木市税納税証明書
市内に本店・支店等を置く事業者は三木市税の納税証明書
※「滞納なし」の証明書を提出すること。
※交付日が提出日から3か月以内のもの
- (3) 提出部数 業務別に、①②③A 4縦左綴じ1部
- (4) 提出先 三木市教育委員会 教育総務部 教育施設課

- (5) 提出方法 ・ 窓口持参（受付時間 午前8時30分から午後5時00分まで）
 ・ 郵送（書留郵便）＊期限内必着

10 企画提案書等の提出について

- (1) 提出期限 **令和7年11月21日（金）必着**

- (2) 企画提案の課題

- ① 保育所給食に対する基本的な考え方について
- ② 人員配置及び調理業務体制について
- ③ 職員研修の方法及び内容について
- ④ 安全衛生管理体制について
- ⑤ 食中毒など非常時の対応について
- ⑥ 保育所との交流に関する企画について

- (3) 提出書類

- ① 企画提案書

企画提案の課題6項目について提案書を作成すること。様式はA4版縦、左綴じとし、社名を記載した表紙をつけること。その他の様式はA4版縦、左綴じ、又はA4版横、上綴じとする。

- ② 委託見積書

人件費、法定福利費、福利厚生費、保健衛生費、事務費等、消耗品等、営業管理費等に区分のこと。

見積額は年間委託費から月額委託料を算出して、11か月分の委託料の額とする。

※ 月額委託費の算出は、年間委託費を11か月（8月を除く）で割った額とする。

- (4) 提出部数 業務別に提案は1案とし、部数は**7部（会社名等記載1部、会社名等未記載6部）**とする。

- (5) 提出先 三木市教育委員会事務局 教育総務部 教育施設課

- (6) 提出方法 持参（受付時間 午前8時30分から午後5時00分まで）

- (7) その他 提案書等を受理した後は、追加修正は認めない。

11 提案競技の辞退について

参加表明書の提出後において、提案競技を辞退するときは、辞退届（様式第5号）を三木市教育委員会教育総務部教育施設課に提出すること。（郵送可）

12 質問事項について

質問事項は、質問書（様式第6号）により**令和7年11月5日（水）午後5時までに**、三木市教育委員会教育総務部教育施設課にFAXにより提出すること。

13 著作権及び提案書の取扱い

- (1) 公表 採用者と次点者の公表は、社名のみとし提案書の一般公開は行わない。
- (2) 著作権 企画提案書等の提出を求めるのは、受託業者を選定するためのものであり、提案等に関する著作権等の主張は認めないものとする。
- (3) 提案書の返却 提出された提案書は、返却しない。

14 失格条項等

次の各号に該当する場合は棄権若しくは失格とみなし、審査の対象より除外する。

- (1) 提出期限までに企画提案書の提出が無かった場合は「棄権」とみなし、以降の受理はしない。

- (2) この通知後、上記に定める手続き以外の方法により、審査内容に関する事項等について、直接又は間接に連絡を求めた場合
- (3) 虚偽の内容が記載されている場合
- (4) プロポーザルに記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- (5) プロポーザルに記載すべき事項以外の内容が記載されている場合
- (6) ヒアリング時に説明用の追加資料等を提出した場合
- (7) ヒアリング時に担当者以外の者が出席した場合
- (8) ヒアリング時の説明者は3名までとする。

15 参加・不参加の自由

プロポーザルの提出依頼者は、参加・不参加の意思表示を行う権利を有するものとする。
なお、不参加の意志を表明した提出依頼者に対して、その後、不利益な取扱いを行わないものとする。

16 プロポーザルヒアリング

- (1) プロポーザルヒアリングの事業者からの提案説明（プレゼン）の時間は、15分程度とする。その後、委員による質疑応答を実施する。
- (2) 提案説明（プレゼン）において、プロジェクターを使用する場合は、PCとプロジェクターをご持参すること。
なお、スクリーンは、本市で準備する。

17 委託契約日等

- (1) 本件委託は、令和8年度予算に計上するため、当該予算案が議決されない場合は、本件委託契約を中止することがある。したがって、契約日は、令和8年4月1日付けとなる。
また、本件は「三木市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」第1条第2項に基づく長期継続契約に該当する。
- (2) 本件の契約は、「三木市公契約条例」の適用となることから、条例、規則の内容を遵守するものとする。

18 その他

- (1) 選定結果についての異議申立は受理しない。
- (2) 応募者が1者の場合において、審査委員会の評価点（価格点を除く）が6割以上の場合は、受託候補者として選定する。
- (3) 契約の締結に当たっては、市と受託候補者とで細部について調整を行い、委託条件を協議の上、契約を締結できるものとする。
- (4) 受託候補者が正当な理由なく契約を締結しないとき、提出書類に虚偽の報告があったとき又は協議が調わないときは、その選定を取り消すと同時に、次点者と調整協議の上、契約を締結するものとする。
- (5) 企画提案の手続に関する書類の作成及び提出に係る費用その他本プロポーザルに要する費用は参加者の負担とする。
- (6) 提出された書類は、審査、説明等のために、その写しを作成し、使用することができる。
- (7) 提出期限（市が別途追加資料の提出を求めた場合は、その提出期限）後の提出書類の差替え及び再提出は認めないこととし、提出された書類は返却しない。
- (8) 受託者から提出された企画提案書は、三木市情報公開条例（平成11年三木市条例第1号）の規定に基づき公開する。

また、当該提出書類以外のプロポーザル実施に関する情報（受託者以外の提案者から提出された企画提案書を含む。）は、同条例の規定に基づき提案者と個別の協議のうえ、公開することがある。

(9) 主催者及び各書類の提出先等

三木市教育委員会 教育総務部 教育施設課 （担当：谷田）

〒673-0492 兵庫県三木市上の丸町 10 番 30 号

TEL 0794-82-2000 内線 3519

FAX 0794-83-3699

メール kyoikuisetsu@city.miki.lg.jp